(8) 原子炉冷却材補給設備（原子炉隔離時冷却系に係るものに限る。）に係るもの
(9) 原子炉補機冷却設備（非常用のものに限る。）に係るもの
(10) 原子炉冷却材浄化設備に係るもの
(11) 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの

2 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造（蒸気タービンに係るものの改造を除く。）であって、次に掲げるもの
(1) 一次冷却材の種類又は純度の変更を伴うもの
(2) 原子炉容器本体の入口又は出口の一次冷却材の圧力又は温度の変更を伴うもの
(3) 原子炉容器本体の炉心の一次冷却材の流量の変更を伴うもの
(4) 加圧器の圧力の変更を伴うもの
(5) 一次冷却材の循環設備に係るもの
(6) 主蒸気・主給水設備に係るもの
(7) 余熱除去設備に係るもの
(8) 非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備に係るもの
(9) 化学体積制御設備に係るもの
(10) 原子炉補機冷却設備（非常用のものに限る。）に係るもの
(11) 原子炉冷却系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針、適用基準又は適用規格の変更を伴うもの

3 蒸気タービンに係るものの改造であって、次に掲げるもの
(1) 給水ポンプ（加圧水型発電用原子炉施設に係るもので、補助給水設備その他重大事故等に対処するためのものに限る。）に係るもの
(2) 原子炉冷却材浄化設備（原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る。）、原子炉冷却材圧力バウンダリ補給設備（原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る。）又は原子炉冷却材浄化設備（原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る。）に係るものの取替え
(3) 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造（蒸気タービンに係るものの改造及び中欄に掲げるものを除く。）であって、原子炉補機冷却設備その他原子炉冷却材の循環設備、原子炉冷却材圧力バウンダリ又は主蒸気系に係るものに限る。）、残留熱除去設備、非常用炉心冷却設備、原子炉格納容器その他原子炉冷却材補給設備（原子炉隔離時冷却系に係るものに限る。）、非常用炉心冷却設備（原子炉冷却材の浄化設備に係るものを除く。）又は原子炉冷却材の漏えいを監視する装置に係るもの
(4) 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの修理（蒸気タービンに係るものの修理を除く。）であって、次に掲げるもの
(1) 一次冷却材の循環設備、主蒸気・主給水設備、余熱除去設備、非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備、化学体積制御設備（非常用のものに限る。）に係るもの
(2) 一次冷却材の循環設備、余熱除去設備、非常用炉心冷却設備その他原子炉注水設備、化学体積制御設備（原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る。）に係るものの取替え

5 蒸気タービンの設置

6 次に掲げる蒸気タービンの改造であって、次に掲げるもの
(1) 主蒸気止め弁の入口の圧力又は温度の変更を伴うもの
(2) 回転速度の変更又は五パーセント以上の定格出力の変更を伴うもの

4 計測制御系統施設

1 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものの改造を除く。）であって、次に掲げるもの
(1) 制御方式（非常用のものに限る。）又は制御方法（非常用のものに限る。）の変更を伴うもの
(2) 制御材に係るもの
(3) 制御材駆動装置（非常用のものに限る。）に係るもの
(4) ほう酸水注入設備に係るもの
(5) 計測装置（非常用のものに限る。）に係るもの
(6) 原子炉非常停止信号の変更を伴うもの
(7) 事故等発生時に自動的に作動させる設備（以下この表及び別表第二において「工学的安全施設等」という。）の起動信号の変更を伴うもの
(8) 原子炉の運転を管理するための制御装置（発電用原子炉施設に係るものの改造（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものの改造を除く。）であって、次に掲げるもの
(1) 制御方式又は制御方法の変更を伴うもの
(2) 制御材駆動装置（非常用のものに係る制御材駆動装置又は原子炉冷却材再循環ポンプ電源装置に係るものに限る。）又は制御用空気設備（非常用のものに係る制御用空気設備に限る。）の変更を伴うもの
(3) 車室、円板又は車軸の強度の変更を伴うもの
(4) 調速装置又は非常調速装置の種類の変更を伴うもの

7 蒸気タービンの取替え

8 蒸気タービンの修理であって、次に掲げるもの
(1) 車室、円板又は車軸の強度に影響を及ぼすもの（溶接補修を除く。）
(2) 給水ポンプ又は主配管（加圧水型発電用原子炉施設に係るものであって補助給水設備その他重大事故等に対処するために必要な性能又は強度に影響を及ぼすものに限る。）

2 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものの改造を除く。）であって、次に掲げるもの
(1) 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの改造（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものの改造を除く。）であって、次に掲げるもの
(1) 制御方式又は制御方法の変更を伴うもの
(2) 制御材駆動装置、計測装置、ほう酸水注入設備（原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る。）に係るものの取替え
(3) 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものの改造及び中欄に掲げるものを除く。）であって、次に掲げるもの
(1) 制御方式又は制御方法の変更を伴うもの
(2) 制御材、ほう酸注入機能を有する設備（ポンプを除く。）、計測装置又は制御用空気設備に係るもの
(3) 沸騰水型発電用原子炉施設に係るものの修理（発電用原子炉施設の運転を管理するための制御装置に係るものの修理を除く。）であって、次に掲げるもの
(1) ほう酸水注入設備（原子炉冷却材圧力バウンダリに係るものに限る。）に係るものの取替え
(2) 制御材駆動装置（非常用のものに係る制御材駆動装置又はほう酸水注入設備に係るものに限る。）又は制御用空気設備に係るもの
(3) 加圧水型発電用原子炉施設に係るものの改造（発電用原子炉の運転を管理するための制御装置に係るものの改造及び中欄に掲げるものを除く。）であって、次に掲げるもの
(1) 制御方式又は制御方法の変更を伴うもの
(2) 制御材、ほう酸注入機能を有する設備（ポンプを除く。）、計測装置又は制御用空気設備に係るもの